

建築物移動等円滑化基準チェックシート1 (建築物) 【条例第29条第1項に掲げる建築物(宿泊施設・共同住宅を除く)】

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 平成30年10月19日政令第298号)
 条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和元年7月1日公布)

不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)(※1) (視) 不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの						
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置			
廊下等 令11 条例31	1	1 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	1			
		2 (視) 階段または傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設				
		3 階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保				
	階段 令12 条例32	1	1 手すりの設置 (踊り場を除く)	3		
			2 踊場に手すりを設置			
		2	3 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	4		
			4 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能			
			5 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造			
			6 主たる階段は回り階段でないこと			
7 げあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする						
8 階段の幅120cm以上						
傾斜路(屋内) 令13	1	9 (視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※2)を敷設	5			
		1 勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置				
		2 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ				
		3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
便所(※3) 令14 条例33	1	4 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※2)を敷設	6			
		1 つぎに掲げる基準に適合する便所を1以上設置 (男女別は各1)				
		① 車椅子使用者用便房(※4)を1以上設置				
		② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置				
		③ ベビークラウン等を設けた便房を1以上設置、便房および便所の出入口にその旨表示(※5)				
		④ ベビーベッド等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示(※5)				
	2	⑤ 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設置(※5)	2			
		⑥ ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車椅子使用者用便房を1以上設置し、便房および便所の出入口にその旨を表示(※5)				
		2 小便器を設ける場合、手すり付きの床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置				
		3 出入口および床面には段差を設けない				
浴室等(※6) 条例34	1	4 床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	2			
		2 つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置 (男女別は各1)				
		① 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等の適切な設置				
		② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保				
		③ 出入口の幅(開放時有効)85cm以上				
ホテル客室 令15	1	④ 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
		(ホテル・旅館は、チェックシート1の2を添付)				
		敷地内通路 (屋外) 令16 条例35		1	1 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	2
					2 段がある部分はずぎに掲げるもの	
					① 手すりの設置	
② 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能						
駐車場(※7) 令17 条例36	1	③ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	2			
		3 傾斜路はずぎに掲げるもの				
		① 勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜路には手すりの設置				
		② 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
標識 令19	1	④ 階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保	2			
		1 つぎに掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置				
		① 幅350cm以上				
案内設備 令20	1	② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	7			
		2 床面は水平かつ平坦				
		3 車椅子使用者用駐車施設またはその付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置				
案内設備まで の経路 令21	1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※8)を設置	10			
		1 建築物またはその敷地に下記の案内設備または案内所を設置				
		① 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置				
案内設備まで の経路 令21	1	② 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※9)で視覚障害者に示す設備の設置	8			
		1 (視) 道等から案内設備または案内所までの経路の一以上はつぎの視覚障害者移動等円滑化経路				
		① 線状ブロック等(※10)、点状ブロック等(※2)を適切に敷設または視覚障害者を誘導する音声装置等を設置				
案内設備まで の経路 令21	1	② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設	9			
		③ 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設				
		③ 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設				

※1 令第23条・条例第40条による読み替えにより、条例で追加した多数の者が利用する特定建築物の建築物特定施設も対象
 ※2 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
 ※3 不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
 ※4 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
 ※5 対象となる用途と規模は限定(条例第33条第3項各号および別表第3を参照)
 ※6 不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
 ※7 不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
 ※8 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路に追加される基準) (視) 不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの							
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置				
移動等円滑化経路 とは? (令第18条第1項)	1	1 道等から利用居室までの経路(一部の建築物(※11)は地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の上下の移動経路を除く)					
		2 利用居室(利用居室がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路					
		3 利用居室(利用居室がない場合は道等)から車椅子使用者用駐車施設までの経路					
		4 道等から一方の公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊または敷地にある部分のみ)					
	移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路に追加される基準) (視) 不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの	1	1 移動等円滑化経路上には、階段または段を設けない(傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く)				
			出入口 令18 2(1)		1 幅(開放時有効)85cm以上 (直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)		
					2	2 直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
						3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
			廊下等 令18 2(3) 条例37 1(1)		1	幅140cm以上	
						2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし					
		4 (視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設					
		5 授乳およびおむつ交換のできる場所を設置し、当該付近に表示を設置(※12)					
傾斜路(屋内) 令18 2(4) 条例37 1(3)		1	幅140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)				
			2 勾配 1/12以下				
			3 手すりの設置				
	4 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置						
	5 両側に側壁または立ち上がりの設置						
	6 始点、終点に車椅子が安全に停止できる平坦な部分の設置						
エレベーター および 乗降ロビー 令18 2(5) 条例37 1(4)	1	利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階および地上階に停止すること					
		2 かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上 (建築物の床面積が5000㎡を超える場合は90cm以上)					
		3 かごの奥行き135cm以上					
		4 乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上					
		5 かごおよび乗降ロビーに車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置					
		6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置					
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置					
		8 かごおよび昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置					
		9 (特) かごの幅140cm以上					
		10 (特) 車椅子の転回に支障のない構造					
		11 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置					
		12 (視) かご・乗降ロビーの制御装置(※13)は、点字等(※9)視覚障害者が円滑に操作可能な構造					
		13 (視) かごまたは乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置					
敷地内通路 (屋外) 令18 2(7) 条例37 1(5)	1	幅140cm以上					
		2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置					
		3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし					
		4 傾斜路はずぎに掲げるもの					
		① 幅140cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)					
		② 勾配 1/20以下					
		③ 手すりの設置					
		④ 両側に側壁または立ち上がりの設置					
		⑤ 始点、終点に車椅子が安全に停止できる平坦な部分の設置					
		6 排水溝等を設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの					
特殊な構造または 使用形態の昇降機 令18 2(6)	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること					

※9 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①②に類するもの)
 ※10 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
 ※11 条例第37条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋等サービス業を営む店舗)
 ※12 対象となる用途と規模は限定(条例第37条第1項第2号ウおよび別表第4)
 ※13 令第18条第2項第五号リ(2) 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設けている場合は、当該その他の位置に設けるものに限る

緩和措置

- 国交省告示第1497号第1(①勾配≤1/20、②高さ≤16cmかつ勾配≤1/12、③自動車駐車施設内の場合を除く)
- 条例第31条、条例第35条(構造上、やむを得ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講じること)
- 条例第32条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設の場合は適用外)
- 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- 国交省告示第1497号第2(①自動車駐車施設内、②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く)
- 国交省告示第1497号第3(緩和措置1①・②、段または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く)
- 令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 国交省告示第1497号第4(緩和措置1③、案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合を除く)
- 令第21条第2項第1号(進行方向を変更する必要がない風除室はこの限りではない)
- 国交省告示第1497号第5(緩和措置1①・②、段または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)
- 条例第37条第1項第2号イ(自動車駐車施設内、点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く)
- 条例第37条第1項第2号ウ(他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く)
- 条例第37条第1項第4号(常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない)
- 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるものを除く)